

会長	事務局長	主幹	係

大府市農業委員会

第 6 7 3 回総会議事録

大府市農業委員会

農業委員会等に関する法律第33条の規定により、第673回大府市農業委員会の議事録を作成する。

令和3年10月21日

大府市農業委員会

会長 久野 一弘

大府市農業委員会総会議事録

・開催日時 令和3年10月21日（木） 午後3時～3時30分

・開催場所 大府市役所5階 全員協議会室

・出席委員

（農業委員）

会 長 13番 久野 一弘

副会長 12番 深谷 勝義

委 員 1番 近藤 武

2番 服部 啓子

3番 濱島 守

4番 本田 貴士

5番 鈴木 広子

6番 竹内 敬三

7番 相羽 誠二

8番 深谷 英一

9番 神谷 登

10番 成田 正彦

11番 加古 春久

（農地利用最適化推進委員）

14番 浅田 勲

15番 大嶋 英二

16番 加古 俊治

17番 鈴置 省悟

18番 深谷 幸子

19番 山口 茂樹

・欠席委員

（農業委員） なし

（農地利用最適化推進委員） なし

会 期	1 日
-----	-----

議 事 日 程（第 6 7 3 回）

令和 3 年 1 0 月 2 1 日

日程	議案 番号	件 名	備 考
1		会議書記の指名について	
2	報告 1	農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出の受理について	
3	報告 2	農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出の受理について	
4	報告 3	農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理について	
5	報告 4	農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について	
6	報告 5	使用貸借契約の解約通知について	
7	報告 6	農地改良届について	
8	報告 7	農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出の取消願書について	
9	議案 1	農地法第 3 条の規定による許可申請について	
1 0	議案 2	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について	
1 1	議案 3	農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農業委員会の決定について（利用権設定）	
1 2	議案 4	相続税納税猶予利用状況確認書について	

・ 農業委員会事務局職員

事務局長 伴 則幸

事務局 松下 景美

(久野一弘 議長)

ただいまから第673回総会を開会いたします。総会の定足数について、事務局より報告願います。

(伴 則幸 事務局長)

総会の定足数につきまして、ご報告いたします。

農業委員会の在任委員13名全員の出席で定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告いたします。また、農地利用最適化推進委員6名全員の出席をいただいております。

(久野一弘 議長)

日程第1「会議書記の指名」を行ないます。本日の会議書記には農業委員会事務局の伴 則幸氏と松下景美氏を指名いたします。

それでは、議事に入ります。

日程第2「報告第1号」『農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理について』から日程第8「報告第7号」『農地法第5条第1項第7号の規定による届出の取消願書について』まで事務局より説明をお願いします。

(伴 則幸 事務局長)

日程第2報告第1号『農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理について』ご説明します。

市街化区域内において所有者自らが行う農地転用で、議案書1頁の計3件です。畑4筆、転用面積は673.13㎡です。転用目的は、駐車場及び宅地です。局長専決処理の上、受理通知した旨を報告します。

続いて日程第3報告第2号『農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理について』ご説明します。

市街化区域内において権利設定・移転の伴う農地転用で、議案書2頁の計4件です。畑7筆、田1筆、転用面積は1,119㎡で、転用目的は、いずれも住宅です。局長専決処理の上、受理通知した旨を報告します。

続いて日程第4報告第3号『農地法第3条の3の規定による届出の受理について』ご説明します。

農地を相続により取得した場合に届出していただくもので、議案書3頁から4頁の計6件、畑21筆、田4筆、計10,424.37㎡の届出がありました。局長専決処理の上、受理通知した旨を報告します。

続いて日程第5報告第4号『農地法第18条第6項の規定による通知について』ご説明します。

農地又は採草放牧地の賃貸借の合意による解約通知で、議案書の5頁から8頁です。1番から8番は、あいち知多農協が、9番及び10番は、公益財団法人愛知県農業振興基金がそれぞれ中間保有する計10件の届出がありました。局長専決処理の上、受理通知した旨を報告します。

続いて日程第6報告第5号『使用貸借契約の解約通知について』ですが、農地又は採草放牧地の使用貸借の合意による解約通知で、議案書9頁から10頁です。1番2番及び7番8番はあいち知多農協が、3番～6番は公益財団法人愛知県農業振興基金がそれぞれ中間保有する計8件の届出がありました。局長専決処理の上、受理通知した旨を報告します。

続いて日程第7報告第6号『農地改良届出について』ご説明します。

農地を嵩上げ場合によっては切土して、農地として利用されるもので、議案書の11頁の計1件10,634㎡の内の3,828㎡の届出がありました。大府市農業委員会農地改良届け出に関する指導要綱の適用範囲及び基準のすべての項目に適合しておりましたので、局長専決処理の上、受理通知した旨を報告します。

続いて日程第8報告第7号『農地法第5条第1項第7号の規定による届出

の取消願書について』ご説明します。

当該案件につきましては、令和3年7月7日付けで住宅に転用する目的で届出されましたが、売買契約が解約されたことから今般取消願書が提出されたものです。局長専決処理の上、受理通知した旨を報告します。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの報告第1号から報告第7号までについて、質問等はございませんか。

(「なし」の声)

(久野一弘 議長)

質問、意見等がないようです。

これらは報告案件でございますので、了解いただきたいと思います。

次に、日程第9議案第1号『農地法第3条の規定による許可申請について』7件を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

(伴 則幸 事務局長)

議案第1号『農地法第3条の規定による許可申請について』ご説明します。

農地を農地として権利設定、移転を行うものであり、議案書11頁から13頁の大府市農業委員会の許可案件の計7件、畑9筆、田4筆、計11,465㎡です。いずれも経営規模拡大目的の申請です。

議案内容の詳細については、協議会でご説明させていただいたとおりであり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局説明について、質問等はございませんか。

(「なし」の声)

それでは、担当地区委員より意見をいただきたいと思います。1番と2番の案件について、濱島委員どうぞ。

(濱島 守 委員)

1番の譲受人は、所有農地の耕作状況及び従事日数等の要件を満たしておりますので、特に問題ありません。

2番の譲受人は、所有農地及び借受農地の耕作状況及び従事日数等の要件を満たしておりますので、特に問題ありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、ご意見などございませんか。

(「なし」の声)

続いて、3番の案件について、山口委員どうぞ。

(山口茂樹 委員)

3番の譲受人は、所有農地の耕作状況及び従事日数等の要件を満たしておりますので、特に問題ありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、ご意見などございますか。

(「なし」の声)

続いて、4番と5番の案件について、近藤委員どうぞ。

(近藤 武 委員)

4番の譲受人は、所有農地及び借受農地の耕作状況及び従事日数等の要件を満たしておりますので、特に問題ありません。

5番の譲受人は、所有農地の耕作状況及び従事日数等の要件を満たしておりますので、特に問題ありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、ご意見などございますか。

(「なし」の声)

続いて、6番と7番の案件について、浅田委員どうぞ。

(浅田 勲 委員)

6番の譲受人は、所有農地及び借受農地の耕作状況及び従事日数等の要件を満たしております。

7番の譲受人は、所有農地の耕作状況及び従事日数等の要件を満たしておりますので、いずれも特に問題ありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、ご意見などございますか。

(「なし」の声)

特に意見はないようですので、議案第1号を採決します。本申請を許可することに賛成の方は挙手願います。

「全員挙手」

全員賛成ですので、議案第1号は原案のとおり許可することに決定いたします。

次に、日程第10議案第2号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』3件を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

(伴 則幸 事務局長)

議案第2号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』ご説明します。

市街化調整区域内の権利設定・移転の伴う農地転用で、議案書の16頁の愛知県知事の許可案件、計3件です。

1番の案件は、幼稚園の職員駐車場を整備する目的で転用するものでございます。農地区分は住宅、店舗、事業所その他の事業用施設、公共施設又は公益的施設が連たんしている区域にある農地で第3種農地と判断されます。

2番の案件は、共同住宅の駐車場を整備する目的で転用するものでございます。現況既に駐車場として利用されている追認案件となります。農地区分

は住宅、店舗、事務所その他の事業用施設、公共施設又は公益的施設が連なっている区域に近接する区域にある農地で、第2種農地と判断されます。

3番の案件は、中古車を展示するための駐車場を整備する目的で転用するものでございます。農地区分は、伊勢湾岸自動車道・大府インターチェンジ出入口より概ね300m以内の区域にある農地で第3種農地と判断されます。

いずれの案件も申請書類の審査、現地確認を踏まえ、許可見込みありと判断されます。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局説明について、質問等はございませんか。

(「なし」の声)

それでは、担当地区委員より意見をいただきたいと思います。

1番及び2番の案件について、相羽委員どうぞ。

(相羽誠二 委員)

1番の申請地の農地区分は第3種農地ですが、土地造成は道路高までで、表面は碎石敷による整地のみとし雨水は自然浸透により排水されるため、隣接農地への影響はないと考えられますので特に問題ありません。

2番の申請地の農地区分は第2種農地ですが、現況のままの利用で、雨水は自然浸透により排水されるため、隣接農地への影響はないと考えられますので特に問題ありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、ご意見などございませんか。

(「なし」の声)

3番の案件について、山口委員どうぞ。

(山口茂樹 委員)

3番の申請地の農地区分は第3種農地ですが、雨水は自然浸透により排水されるため、隣接農地への影響はないと考えられますので、特に問題ありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、ご意見などございませんか。

(「なし」の声)

特に意見はないようですので、議案第2号を採決します。

本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見はなしとすることに賛成の方は挙手願います。

「全員挙手」

全員賛成ですので、議案第2号は委員会の「意見なし」で愛知県知事へ送付することに決定いたします。

次に、日程第11議案第3号『農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農業委員会の決定について（利用権設定）』3件を上程します。

事務局より説明をお願いします。

(伴 則幸 事務局長)

議案第3号『農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農業委員会の決定について(利用権設定)』ご説明します。

農業経営基盤の強化を図ることを主旨として、「農用地利用集積計画」が提出されております。

議案書17頁18頁の計3件です。

3件とも新規ですが、6260番は、市内の方、6261番は東海市、6262番は東浦町の方です。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしております。契約期間、賃借料については議案書に記載のとおりです。説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局説明について、質問等はございませんか。

(「なし」の声)

特に意見はないようですので、議案第3号を採決します。

原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

「全員挙手」

全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり承認することに決定します

次に、日程第12議案第4号『相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認書について』8件を上程します。事務局より説明をお願いします。

(伴 則幸 事務局長)

議案第4号『相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認書について』であります。相続税納税猶予の特例の適用を受けてから20年目にあたり、利用状況の確認を税務署から求められています。議案書19ページから22ページの計8件の申請がありました。全ての特例適用農地について、関係地区の委員さんに作付け、管理がされていることを確認いただいております。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局説明について、質問、意見等はございませんか。

(「なし」の声)

それでは、担当地区委員より意見をいただきたいと思います。1番、2番の案件について、濱島委員どうぞ。

(濱島 守 委員)

1番及び2番の特例適用農地には梨、桃などが栽培され、適正に管理がされておりましたので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに意見等はございませんか。

(「なし」の声)

続いて、3番の案件について鈴置委員どうぞ。

(鈴置省悟 委員)

3番の特例適用農地には、水稻及びキャベツ、白菜、柿、みかんなどが作付けされ、一部は肥培管理により適正に管理されておりましたので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに意見等はありませんか。

(「なし」の声)

続いて、4番の案件について本田委員どうぞ。

(本田貴士 委員)

4番の特例適用農地には、みかん等柑橘系果樹が作付けされ、適正に管理されておりましたので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに意見等はありませんか。

(「なし」の声)

続いて、5番の案件について深谷勝義委員どうぞ。

(深谷勝義 委員)

5番の特例適用農地には、柑橘系果樹が作付けされ、適正に管理されておりましたので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに意見等はありませんか。

(「なし」の声)

続いて、6番の案件について近藤委員どうぞ。

(近藤 武 委員)

6番の特例適用農地には、ブロッコリー、キャベツ、水稻などが作付けされ、適正に管理されておりましたので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに意見等はありませんか。

(「なし」の声)

続いて、7番の案件について、加古春久委員どうぞ。

(加古春久 委員)

7番の特例適用農地には、カリフラワー、キャベツ、ハッサクなどが作付けされ、適正に管理されておりましたので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに意見等はありませんか。

(「なし」の声)

続いて、8番の案件について竹内委員どうぞ。

(竹内敬三 委員)

8番の特例適用農地には、いずれも葡萄の樹が作付けされ、適正に管理されておりましたので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに意見等はありませんか。

(「なし」の声)

特に意見はないようですので、議案第4号を採決します。原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

「全員挙手」

全員賛成ですので、議案第4号は、原案のとおり承認することに決定します。

これで、全案件の審議が終了いたしました。

以上を持ちまして第673回総会を閉会します。